二六七　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　○財務省　三一　二

二七　財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件　一　六

二八　国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件　一　六

二九　分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件　一　六

二三〇　外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件　一　六

二三一　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件　一　七

二三二　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件の一部を改正する件　一　七

二三三―二三七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一　七

二三八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　四　八

二三九　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　四　八

二四〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　四　八

二四一―二四三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　九

二四四　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　九

二四五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　八

二四六　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　三

二四七　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二九　三

二四八　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二九　三

二四九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　三

二五〇　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの輸入数量を告示する件　二九　164　九

二五一　平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　三一　一

二五二　平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　三

二五三　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　五

二五四　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五

二五五　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五

二五六　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　一　七

二五七　地理的表示に関する表示基準の一部を改正する件　一六　三

二五八　教育振興基本計画を策定した件　四　145　一二

二五九　史跡に指定する件　一〇　二

二六〇　技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件の全部を改正する件　二五　161　一

二六一　文部科学省所管の補助金等に関する事務を福島県教育委員会が行うこととなった件　二六　四

二六二　電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示　三　八　四

二六三　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十五年度予算に係る特定補助金等を指定する件　四　〃　三

二六四　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　三〇　165　二

二六五　雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件　二五　三

二六六　雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件　一　七

二六七　雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件　一　七

二六八　厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件　一　七

二六九　薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件　一　七

二七〇　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一　七

二七一　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一　七

二七二　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一　八

二七三　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　二　142　二四

○財務省
○国税庁
○農林水産省
○文部科学省
○文化庁
○厚生労働省
○文部科学省、経済産業省